(f)　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g)　条約第二十四条5及びこの6の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

(h)　(i)　ウルグアイが条約の署名の日の後に日本国以外の国又は地域との間の協定であって仲裁に関する規定（条約第二十四条1の規定に相当する当該協定の規定に基づいて事案の申立てをする者からの要請にのみ基づいて適用されるものに限る。）を含むものを締結する場合には、同条5第一文を、当該協定の仲裁に関する規定の適用が開始される日において、次のように改める。

(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。

ウルグアイの権限のある当局は、当該協定の仲裁に関する規定の適用が開始される日が確定した後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその日を通知する。

(ii)　(i)の規定によって改正される同条5の規定は、同条1の規定に従って事案が申し立てられる日にかかわらず、(i)に規定する日から適用する。

7　条約第二十五条3の規定に関し、同条1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、弁護士その他の法律事務代理人とその依頼者との間で行われる次の(a)又は(b)に規定する連絡の内容を明らかにすることとなる情報を入手し、又は提供する義務を課するものと解してはならないことが了解される。

(a)　法的な助言を求め、又は提供するために行われる連絡

(b)　その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる連絡

8　条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、条約の解釈に影響を及ぼすものではないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十九年九月十三日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　眞銅竜日郎
ウルグアイ東方共和国のために
　ダニロ・アストリ

総務大臣　武田　良太
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE ORIENTAL REPUBLIC OF URUGUAY
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Oriental Republic of Uruguay,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1.　This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2.　For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State. In no case shall the provisions of this paragraph be construed so as to affect a Contracting State's right to tax the residents of that Contracting State.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1.　This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.